誓　　約　　書

令和　　　年　　　月　　　日

（宛先）長野市長

住　　所（所在地）

商　号又は名　称

代表者　職　氏名

私は、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第９条第２項の規定に基づく家庭用ごみ指定袋等の小売許可を得て、ごみ処理手数料徴収業務を履行するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

１　上記の許可を得てごみ処理手数料徴収業務を行う場合、業務実施期間中は長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

２　上記の許可を得てごみ処理手数料徴収業務を行う場合、業務実施期間中は長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年４月１日施行）別表第３に掲げる措置要件に該当しないこと。

３　この誓約について虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約に反した場合は、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。

４　貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が長野中央警察署又は長野南警察署に提供することに同意すること。

○長野市暴力団排除条例（抜粋）

**参　考**

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。次号及び第５号において「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(２)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（以下省略）

（市の事務及び事業における措置）

第６条　市は、公共工事その他市の事務又は事業（以下この条において「市の事務事業」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものとして市長が別に定める者（以下この条において「暴力団関係者」という。）を市が実施する入札に参加させないことその他必要な措置を講ずるものとする。

　　　（以下省略）

○長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（抜粋）

　（別表第３）

３　暴力団との関係に基づく措置基準

|  |
| --- |
| 措　　　　置　　　　　要　　　　件 |
| 暴力団関係 | （１）代表役員等、一般役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が暴力団関係者であると認められるとき。 |
| （２）代表役員等、一般役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。 |
| （３）代表役員等、一般役員等又は有資格者の経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 |
| （４）代表役員等、一般役員等又は入札参加資格者の経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。　　（以下省略） |
|  |